競争加入者心得

独立行政法人日本スポーツ振興センター

競争加入者心得

（趣旨）

第１　この心得は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が発注する契約に係る一般競争又は指名競争に参加する者（以下「競争加入者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（競争加入者の資格等）

第２　競争加入者は、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成１５年度規程第４９号。以下「規程」という。）第２条及び第３条に該当しない者であって、当該調達の競争参加資格を有するものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、規程第２条中、特別の理由がある場合に該当する。

（入札保証金）

第３　競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の１００分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を納めなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第４　入札保証金に代わる担保は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）国債

（２）地方債

（３）その他契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）が確実と認める債権

（入札保証金等の納付）

第５ 競争加入者は、入札保証金等を入札保証金納付書（別記様式第１号）に添えて、センターに納めなければならない。

（入札保証金等の還付）

第５の２　入札保証金等は、競争入札が完結したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金等の帰属）

第６　入札保証金等は、落札者が当該契約を結ばないときは、センターに帰属するものとする。

（入札）

第７　競争加入者は、入札公告、入札説明書、仕様書、現場説明書、図面、競争加入

者心得等を熟知し入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、入札公告又は入札説明書記載の方法により質問をすることができる。

２　入札公告、入札説明書、仕様書、現場説明書、図面等に誤記又は脱落があった場合においては、当該誤記又は脱落が、書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできない。

（公正な入札の確保）

第８　競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書（建設工事の入札に限る。）その他契約担当役に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

４　競争加入者は、独立行政法人日本スポーツ振興センター公正入札調査委員会が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

（入札辞退）

第９　競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

（１）入札前においては、入札辞退書（別記様式第２号）を契約担当役に持参又は郵送により提出した場合。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者については、辞退届を入力画面上において作成のうえ提出した場合。

（２）再度入札においては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行責任者に直接提出した場合

２　入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争加入等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第１０　競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第１１　競争加入者は、規程第２条及び第３条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、規程第２条中、特別の理由がある場合に該当する。

（開札場の自由入退場の禁止）

第１２　開札場には、競争加入者等並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第２４の立会職員以外の者は入場することができない。

第１３　競争加入者等は、開札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第１４　競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分を証明できるものを提示又は提出しなければならない。

２　代理人が開札場に入場しようとする場合は、前項に規定するもののほか、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。ただし、事前に提出している場合を除く。

第１５　競争加入者等は、入札執行責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第１６　開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第１７　開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

第１８　競争加入者は、入札説明書に定める入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び調達件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

２　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第１９　代理人が入札する場合は、入札書に当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

（入札書の入札金額の訂正）

第２０　競争加入者等は、入札書の入札金額を訂正してはならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第２１　競争加入者等は、提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

（競争入札の延期又は廃止）

第２２　契約担当役は、競争加入者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

（入札書の無効）

第２３　次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。
（１）一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
（２）指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
（３）調達件名の表示、入札金額の記載のない入札書
（４）競争加入者本人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
（５）代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び当該代理人の氏名の記載のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
（６）調達件名の表示に重大な誤りのある入札書
（７）入札金額の記載が不明確な入札書
（８）入札金額を訂正した入札書
（９）納付した入札保証金の額が入札金額の１００分の５に達しない場合の当該入札書
（１０）公告において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
（１１）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
（１２）その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第２４　契約担当役は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札を行うものとする。この場合において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札の方法）

第２５　有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、センターの支払の原因となる契約のうち相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

２　前項ただし書の場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ

があると認められる申込みをした者は、契約担当役の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第２６　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当役が指定する日時において再度の入札を行う。

（落札者の決定）

第２７　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、電子入札システムによる場合は、電子入札システムの備える電子くじを用いる。ただし、電子入札システムによらない入札をした者があるときは、紙くじを用いて落札者を決定することがある。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書）

第２８　契約書を作成する場合においては、契約担当役から交付された契約書に両者が記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

（契約保証金の納付等）

第２９　契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を納めなければならない。

第３０　契約の相手方は、契約保証金等を契約保証金納付書（別記様式第３号）に添えて、センターに納めなければならない。

第３１　契約保証金に代わる担保は、第４の規定を準用する。

第３２　契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券をセンターに提出しなければならない。

（契約保証金等の還付）

第３２の２　契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

（契約保証金等の帰属）

第３３　契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納めた者が契約上の義務を履行しないときは、センターに帰属するものとする。

（異議の申立）

第３４　競争加入者等は、入札後、入札公告、入札説明書、仕様書、現場説明書、図面、競争加入者心得等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てるこ

とはできない。

別 記

独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第2条　契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第3条　契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2　契約担当役は、センターとの契約その他の関係において、別に定める競争参加資格について指名停止措置を講じられた者を、当該措置を受けている期間中は一般競争に参加させないことができる。

3　契約担当役は、前2項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

別記様式第１号

入札保証金納付書

（　入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面全額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額　）

［　調　達　件　名　］

上記の契約のための競争入札の保証金として、上記金員を納付します。

この入札保証金は、入札の結果落札した場合において公告（指名通知書）に示された手続をしなかったときは、独立行政法人日本スポーツ振興センターに帰属するものであることを了承しました。

年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

競争加入者
住　　所
名称又は称号
代　表　者

別記様式第２号

入札辞退書

年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　殿

住　　所
名称又は称号
代　表　者

下記案件の入札参加を、都合により辞退させていただきます。

調達件名：

開 札 日：

別記様式第３号

契約保証金納付書

（　契約保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面全額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額）

［　調　達　件　名　］

上記の契約の契約保証金として、上記金員を納付します。

この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、独立行政法人日本スポーツ振興センターに帰属するものであることを了承しました。

年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

競争加入者
住　　所
名称又は称号
代　表　者